

長野県生活困窮者ガソリン緊急支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県（以下、「県」という。）が燃料価格の高騰に直面する生活困窮者を支えるため、ガソリンの支援を行うことを目的として行う長野県生活困窮者ガソリン緊急支援事業（以下「本事業」という）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 本事業の対象者は、以下の全ての項目に該当する世帯において、生計を維持している（生活費等を最も多く支払っている）者とする。

- (1) 令和7年1月1日時点で長野県内に住民登録がある世帯
- (2) 令和6年度住民税非課税または令和5年の年収が200万円未満の世帯
- (3) 自動車(電気自動車及び水素自動車を除く)、自動二輪車又は原動機付自転車を使用している世帯

(事業の実施方法)

第3 本事業を受託した者（以下、「受託者」という。）は、申請書類の受付、審査、交付事務、電話による問合せ・相談対応その他本事業に必要な事務を行う事務局（以下、「事務センター」という。）を設置する。

- 2 本事業の利用を申請する者（以下、「申請者」という。）は事務センターに申請書類を提出する。
- 3 事務センターは申請書類を審査の上、第2に定める基準を満たす申請者に対し、全国石油業共済協同組合連合会が発行するガソリンのギフト券5,000円分（額面1,000円分を5枚、1世帯1度限り）を交付する。

(申請書類)

第4 申請書類は以下の(1)から(6)とする。

- (1) 交付申請書
- (2) 世帯全員が記載されている住民票（令和7年1月1日時点で長野県内に住民登録があるもの）
- (3) 生計維持者の令和6年度所得証明書又は令和6年度課税（非課税）証明書
- (4) 申請日時点で有効な車検証（使用者欄に世帯員の氏名の記載があるもの）写し（自動車及び排気量250cc超の自動二輪車の場合）
- (5) 申請日時点で有効な自賠責保険証（世帯員の名義のもの）の写し（排気量250cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車の場合）
- (6) その他県が必要と認める書類

(まいさぼとの連携)

第5 申請者が、生活困窮者自立支援法に基づき県及び市が設置する支援拠点（以下「まいさぼ」という。）による相談支援を希望する場合は、受託者が所管のまいさぼに連絡し、相談支援・家計改善支援その他必要な支援を行うよう依頼するものとする。

(周知)

第6 県及び受託者は、本事業の内容及び申請方法等について、周知に努めるものとする。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年2月17日から適用する。